

現施設の操業停止後の跡地利用について

# 提 言 書

令和6年3月21日

広陵町ごみ処理町民会議

# 広陵町ごみ処理町民会議 提 言 書

現施設の操業停止後の跡地利用について

令和6年3月21日

広陵町長 山 村 吉 由 様

広陵町ごみ処理町民会議  
会長 鍵 谷 司

広陵町ごみ処理町民会議における現施設の操業停止後の跡地利用について、これまでの経緯と現状及び基本的な考え方についてまとめましたので、別紙のとおり提言書として提出いたします。

また、本町民会議における主要な資料を別途参考資料として添付しておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

# 本 編

## 【目次】

1	はじめに	P.1
2	これまでの経緯と現状	P.3
3	まとめ	P.5

## 1 はじめに

広陵町では、「リレーセンター広陵（旧クリーンセンター広陵）」（以下、「現施設」という。）の運営開始以来、町民の理解と協力のもと、ごみの減量化や分別排出、リサイクルの促進等に取り組んできた結果、ほぼ計画通りに減量化が進み、リサイクル率も上昇するなど大きな成果を挙げられています。

（参考：資料 9-1. 9-2）

今後も循環型社会の形成に向け、これらの取組を一層積極的に推進していくことが行政及び町民の責務であると考えます。

現施設については当初、建設する際の平成 17 年に町と地元及び周辺大字との間で締結された「広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書」（以下、「協定書」という。）により、「施設の操業期間は、施設の操業開始の日から 15 年間限りとする。」と規定されたことから、令和 4 年 3 月 18 日をもって操業を停止されています。

しかしながら、操業停止後も日常のごみ処理は必要不可欠であるため、現施設をごみ中継施設として活用すること及び現施設の跡地利用について、地元及び周辺大字と協定書の見直しについて協議が進められました。

そうしたことから、令和 4 年 1 月 26 日に町は地元及び周辺大字との間で現施設の一部をごみ中継施設として活用する新たな協定書（以下、「新協定書」という。）を締結し、令和 4 年 2 月 22 日招集の第 2 回広陵町議会臨時会において可決されています。また、現施設の名称を「リレーセンター広陵」に変更し、ごみを積み替えするために活用されています。

現在は、天理市での山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下、「山辺広域組合」という。）による処理施設の整備が、令和 7 年 5 月の稼働をめざして進められています。また、山辺広域組合による処理施設に搬入するための大型車への積み替え施設の整備についても、まほろば環境衛生組合（以下、「まほろば組合」という。）が設立され、安堵町において 3 町（安堵町、広陵町、河合町）共同化方式による可燃ごみ及び容器包装プラスチックごみ中継施設

(以下、「可燃ごみ等中継施設」という。)並びに広陵町の現施設を活用しての2町(安堵町、広陵町)共同化方式による不燃、粗大、資源ごみ中継施設(以下、「リサイクルごみ等中継施設」という。)の整備に向けてそれぞれ取り組まれています。

広陵町ごみ処理町民会議(以下、「町民会議」という。)の設置目的は、広陵町ごみ処理基本計画に次期候補地を明示すること、中継施設の建設候補地の選定及び現施設の跡地利用の検討を行うことでしたが、次期ごみ処理施設及び中継施設については、前述のとおり既にそれぞれ組合を設立され、施設整備が進められているところであり、町としては地元及び周辺大字と現状に即した見直しを進め、新協定書が締結されています。

以上のことから、町民会議の協議事項としては現施設の跡地利用の検討のみとなったところであり、今回協議を重ね、検討した結果、一定の方向性をとりまとめましたので、ここに提言書として報告させていただきます。

## 2 これまでの経緯と現状

町民会議設置規程第3条において、町民会議は基本計画に次期候補地を明示すること、及び中継施設の建設候補地の選定並びに現施設の跡地利用の協議の場とするものとされ、検討の結果、必要があると認めたときは、町長に対し必要な措置を講ずるよう提言すると規定されています。

第1回から第8回までの町民会議では、次期ごみ処理施設の建設に関して協議を続けていましたが、協議途中の平成27年9月に町に対し天理市からの呼びかけがあり、ごみ処理広域化への参加が決まりました。

第9回から第11回までの町民会議では、天理市でのごみ処理広域化についての報告等があり、町単独でのごみ処理を議論する必要はなくなりましたが、第12回以降では天理市に建設される処理施設までごみの搬入台数を最小限に抑えるための「ごみ中継施設」の整備について議論を重ねてきました。

町民会議において、ごみ中継施設整備の候補地について諸条件のもと様々な比較検討を行った結果、現施設を改修して利用することが最も優位であるとの意見が大多数を占めました。今後さらなる協議が必要であり、また跡地利用についても十分な議論が行われたとは言い難い状況であったため、平成29年3月31日に一旦中間報告書としてとりまとめ、町長に提出しました。

中間報告書提出後の町民会議においても、大多数の委員からごみ中継施設の整備については現施設を活用することが望ましいとの意見があり、引き続き協議を行っていた中、第18回町民会議において、安堵町から「可燃ごみ等中継施設を安堵町で建設してもよい」との申し出があったと報告を受け、整備手法の一つとして比較検討することになりました。

そうしたことから、平成31年1月の第21回町民会議において、安堵町から正式に可燃ごみ等中継施設建設への参加の意思確認があったとの報告を受け、安堵町での可燃ごみ等中継施設設置及び町の現施設を活用したリサイ

クルゴミ等中継施設の運営など、諸条件について比較検討を行い、アンケート調査等により意見を集約しました。

その結果、本提案に反対意見はあるものの、賛成意見が大多数を占めたことを踏まえ、共同化による中継施設の設置が町にとって最善であるとの結論に至り、平成31年3月26日に提言書としてとりまとめ、町長に提出しました。なお、跡地利用についても、実現するよう引き続き町民会議において協議することになりました。

その後、令和2年4月1日にまほろば組合が設立され、安堵町役場内に事務局を設置し、安堵町での可燃ゴミ等中継施設及び町の現施設を活用したりサイクルゴミ等中継施設の整備・運営について事業を進められているところです。

また、町は協定書第3条第1項の規定により、「施設の操業期間は、施設の操業開始の日から15年限りとする。」とされたことから、令和4年3月18日をもって現施設の操業を停止されています。しかしながら、山辺広域組合による処理施設の操業が開始されるまでの間、町の全てのごみの積み替えのために現施設を活用することや、今後のリサイクルゴミ等中継施設として活用することを踏まえ協定書を見直す必要があったことから、地元及び周辺大字に対し説明会を実施され、様々な意見等を集約し、先に述べたとおり現状に即した内容として、令和4年1月26日に地元及び周辺大字と新協定書を締結されています。

これらのことを受け、町民会議では、残りの検討事項である現施設の跡地利用について議論を重ねてきました。各委員からは「中央公民館や防災機能を備えた多機能施設を整備してはどうか」、「公園緑地として整備してはどうか」、また、「施設整備は必要ない」といった様々な意見がありましたが、現時点において具体的な決定には至っていない状況です。

### 3 まとめ

町民会議は、平成25年11月に発足してから令和6年3月までの間に計35回の会議を開催しました。

現施設の跡地利用については、新協定書において「クリーンセンター及びクリーンセンター南側町有地を含めて協議するものとし、不要となる施設については、跡地利用が決定された後、速やかに撤去するもの」と規定されていることを踏まえ、種々議論を重ねてきました。

その結果、町民会議では、現施設が全て解体撤去された場合の跡地利用については、一旦、公園緑地として活用すること（参考：資料6）、また、現施設の解体については、新協定書第6条第3項の規定のとおり不要となる施設については、跡地利用が決定された後、速やかに撤去することとし、現施設はそのままの状態でごみ中間処理施設等ごみ中継施設として活用することが最善であるとの意見が多くを占めることとなりました。（参考：資料7）

また、町民会議において跡地利用検討の議論は出尽くしたとの感があることから、本提言書の提出をもって一旦解散し、地元及び周辺大字の皆さんのみならず、さまざまな人たちの参画による新たな組織「（仮称）リレーセンター広陵跡地利用検討委員会」を立ち上げ、議論されるのが望ましいと考えます。（参考：資料8）

むすびに、町のごみ処理をめぐる情勢が会議の発足当時から今日までの間に大きく変化する中であって、これまで議論を重ねていただいた歴代の委員各位に感謝の意を表するとともに、前述のとおり今後は町民会議に代わる新たな組織を立ち上げ、跡地利用について検討いただきますようお願い申し上げます。町民会議からの「提言書」とします。

# 資料

## 【目次】

- 資料 1 広陵町ごみ処理町民会議開催状況（第23回以降）
- 資料 2 広陵町ごみ処理町民会議委員名簿
- 資料 3 広陵町ごみ処理町民会議設置規程
- 資料 4 広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書（古寺区のみ）
- 資料 5-1 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書（古寺区のみ）
- 資料 5-2 新旧対照表（【資料5-1新協定書】と【資料4旧協定書】の変更点について）
- 資料 6 跡地利用についての委員意見及び回答
- 資料 7 現施設の解体についてのアンケート及び結果
- 資料 8 今後の跡地利用の検討の場についてのアンケート及び結果
- 資料 9-1 操業15年間のごみ搬入量及び人口の推移
- 資料 9-2 奈良県の市町村との比較

# 広陵町ごみ処理町民会議開催状況

【資料1】

回数	開催日時（場所）	主な内容
1 ～ 14	平成29年3月31日 現清掃施設の操業停止後の跡地利用及びごみ中継施設建設場所の選定について「中間報告書」	
15 ～ 22	平成31年3月26日 現清掃施設の操業停止後の跡地利用及びごみ中継施設建設場所の選定について「提言書」	
23	令和元年5月31日（金） 14：00～ クリーンセンター広陵 3階研修室大	委嘱状交付 山辺・県北西部広域環境衛生組合進捗状況報告 広陵町ごみ処理町民会議設置規程の一部改正説明
24	令和元年11月25日（月） 14：00～ クリーンセンター広陵 3階研修室大	山辺・県北西部広域環境衛生組合進捗状況報告 一部事務組合（まほろば環境衛生組合）の設立 ごみ処理広域化施設及びごみ中継施設整備スケジュール説明 新清掃施設操業停止後のごみ処理方法に関する地元及び周辺 大字説明会 跡地利用について
25	令和2年7月29日（水） （書面報告） コロナウイルス感染症により	山辺・県北西部広域環境衛生組合進捗状況報告 跡地利用について
26	令和3年1月26日（火） （書面報告） コロナウイルス感染症により	山辺・県北西部広域環境衛生組合進捗状況報告 まほろば環境衛生組合進捗状況報告 ごみ処理広域化施設及びごみ中継施設整備スケジュール説明 新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定 書の地元及び周辺大字役員説明会
27	令和3年8月18日（水） （書面報告） コロナウイルス感染症により （令和3年8月24日開催予定であつたが感染拡大のため書面報告）	操業停止に伴うピット改修 地元及び周辺大字との協定書の見直し 山辺・県北西部広域環境衛生組合進捗状況報告
28	令和3年10月5日（火） 14：00～ クリーンセンター広陵 3階研修室大	地元及び周辺大字との協定書の見直し

29	令和4年2月14日（月） 14：00～ クリーンセンター広陵 3階研修室大	広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書の締結
30	令和4年7月14日（木） 14：00～ リレーセンター広陵 3階研修室大	広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書の締結（議決） 山辺・県北西部広域環境衛生組合進捗状況報告 まほろば環境衛生組合進捗状況報告 跡地利用について
31	令和5年2月16日（木） 14：00～ リレーセンター広陵 3階研修室大	山辺・県北西部広域環境衛生組合進捗状況報告 まほろば環境衛生組合進捗状況報告 跡地利用について
32	令和5年7月3日（月） 14：00～ リレーセンター広陵 3階研修室大	山辺・県北西部広域環境衛生組合進捗状況報告 まほろば環境衛生組合進捗状況報告 提言書の作成に向けて
33	令和5年11月9日（木） 14：00～ リレーセンター広陵 3階研修室大	まほろば環境衛生組合進捗状況報告 現施設の解体について 今後の跡地利用の検討の場について
34	令和6年1月30日（火） 14：00～ リレーセンター広陵 3階研修室大	現施設の解体についてのアンケート結果報告 今後の跡地利用検討の場についてのアンケート結果報告 提言書（案）について
35	令和6年3月15日（金） 14：00～ リレーセンター広陵 3階研修室大	提言書（案）について

## 議事概要の抜粋（資料1の詳細）

※14回（平成28年12月22日）までは、中間報告書のとおり

※15回～22回（平成31年3月22日）までは、提言書のとおり

### 第23回：令和元年5月31日（金）

- 委嘱状の交付
- 山辺・県北西部広域環境衛生組合の進捗状況について
  - ・ 新ごみ処理施設における今後の入札手続きに関する事等
- ごみ処理町民会議設置規程の一部改正について
  - ・ 幹事会の構成：公募委員2名→1名
  - ・ 関係者の出席等で、必要と認めるときは公共施設等総合管理計画の担当課の職員に会議の出席を求めることができることを追加

### 第24回：令和元年11月25日（月）

- 山辺・県北西部広域環境衛生組合の進捗状況について
  - ・ ごみ処理広域化施設建設費等の予定価格の報告
    - 可燃施設：44,146,822,500円（建設費：24,858,900,000円）  
（運営費：19,287,922,500円）
    - リサイクル施設：12,481,375,500円（建設費：6,061,770,000円）  
（運営費：6,419,605,500円）
  - ・ 平成30年度決算認定可決の報告
- 一部事務組合の設立について
  - ・ 関係3町において12月議会で組合規約の議決を経て、令和2年4月1日のまほろば環境衛生組合設立に向けた手続き中である旨を説明
  - ・ 規約の説明
- ごみ処理広域化施設及びごみ中継施設整備スケジュールについて
  - ・ 資料によりそれぞれ説明する
- 新清掃施設操業停止後のごみ処理方法に関する地元及び周辺大字説明会について
  - ・ 4カ大字の役員会及び区民説明会を開催した内容を報告する
- 跡地利用について
  - ・ 広陵町公共施設等総合管理計画について担当課長より説明

## 第25回：令和2年7月29日 書面報告（コロナウイルス感染症により）

- 山辺・県北西部広域環境衛生組合の進捗状況について
  - ・ 可燃施設の落札者が決定したが、落札業者の事故により、落札者の取り消しをした旨の報告
  - ・ リサイクル施設については、一旦入札公告をされたが、建設予定地が河川氾濫想定区域内に入ることが判明したため、再度見直す必要があることから、工期が少し遅れるとの報告
- 跡地利用について
  - ・ 跡地利用案は精査中であり、すぐに決めることはできないので、解体撤去後は一旦公園緑地として管理し、引き続き町民会議で検討していく方法もあると報告

## 第26回：令和3年1月26日 書面報告（コロナウイルス感染症により）

- 山辺・県北西部広域環境衛生組合の進捗状況について
- まほろば環境衛生組合の進捗状況について
  - ・ 一部事務組合設立に向けて、スケジュール等の確認を行い、滞りなく事業が進められるよう協議実施中
- ごみ処理広域化施設及びごみ中継施設整備スケジュールについて
  - ・ 資料によりそれぞれ説明する
- 地元及び周辺大字との協定書の見直しについて
  - ・ 地元及び周辺大字役員に説明会を開催した際に出た様々な意見質問を報告

## 第27回：令和3年8月18日 書面報告（コロナウイルス感染症により）

- 操業停止に伴うごみピット改修について
  - ・ 天理市広域化施設の稼働までの3年間はごみの搬出は必須であるため、ごみピットを改修して対応するのに、高額な費用負担はできないため、いい方法を考えているところである
- 地元及び周辺大字との協定書の見直しについて
  - ・ 8月4日に4カ大字区長と最終協議した内容の報告
  - ・ 第26回町民会議で報告した事項と若干の変更あり
    - 第2条 一般家庭の持ち込みごみも積み替える
    - 第4条 公害監視委員会をごみ対策委員会と名称変更
    - 第5条 環境整備未了事業について、別事業に変更する場合は協議する  
環境整備費の継続支給（広域化施設稼働までの3年間）また、広域化施設稼働後については、引き続き協議をしていく

第6条 提言書を受理してから3年を経過する日までに跡地利用の決定はする  
跡地利用はクリーンセンター部分だけでなく、南側町有地を含めて協議し、  
協議により不要となる施設は速やかに撤去する

第9条 協定書締結から10年ごとに内容の見直しをするか否か検討する

第11条 議会の議決のあった日から効力を生ずること

- 山辺・県北西部広域環境衛生組合の進捗状況について
  - ・ 「(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業(エネルギー回収型廃棄物処理施設)」に係る落札者の決定について報告

### 第28回：令和3年10月5日(火)

- 地元及び周辺大字との協定書の見直しについて
  - ・ 最終協定書見直し案の説明(10月25日の議員懇談会でこの件について説明する)

### 第29回：令和4年2月14日(月)

- 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定の締結について
  - ・ 4カ大字で説明会を行い、協定書の締結の最終確認をさせていただいた経緯説明。1月26日に役場にて4カ大字と協定の締結、また、2月22日開催の広陵町議会臨時会で協定書の締結について審議いただく旨の報告

### 第30回：令和4年7月14日(木)

- 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定の締結(議決)について
  - ・ 2月22日広陵町議会臨時会で協定書の締結について議決いただいたことについて報告
- 山辺・県北西部広域環境衛生組合の進捗状況について
  - ・ 8月20日に建設工事の着工に伴う起工式が行われる件の報告
- まほろば環境衛生組合の進捗状況について
  - ・ 中継施設の設計・運営方法について説明
    - ① 運営方法は、委託方式  
委託期間は、天理市広域化施設と同様の25年間
    - ② 事業方式は、DBO方式
    - ③ 発注方式は、公募型プロポーザル方式
- 跡地利用について
  - ・ 委員に対し、跡地利用案についてアンケート調査の実施

### **第31回：令和5年2月16日（木）**

- 山辺・県北西部広域環境衛生組合の進捗状況について
  - ・ 8月20日に建設工事の着工に伴う起工式が行われた件の報告
  - また、マテリアルリサイクル推進施設の建設工事の着工に伴う起工式が2月23日に行われる旨の報告
- まほろば環境衛生組合の進捗状況について
  - ・ ごみ中継施設建設工事・運営事業公募型プロポーザル方式について、1月13日にプレゼンを行い、事業者が決定し、2月24日のまほろば環境衛生組合議会定例会で上程し議決を得て本契約をする旨の報告
- 跡地利用について
  - ・ 跡地利用アンケート結果の報告

### **第32回：令和5年7月3日（月）**

- 山辺・県北西部広域環境衛生組合の進捗状況について
  - ・ 8月20日に建設工事の着工に伴う起工式が行われた件の報告
  - また、マテリアルリサイクル推進施設の建設工事の着工に伴う起工式が、2月23日に行われる旨の報告
- まほろば環境衛生組合の進捗状況について
  - ・ ごみ中継施設建設工事・運営事業公募型プロポーザル方式について、1月13日にプレゼンを行い、事業者が決定し、2月24日のまほろば環境衛生組合議会定例会で上程し、議決を得て本契約をする旨の報告
- 提言書の作成に向けて
  - ・ 委員に対し、アンケート調査の実施
    1. 現施設の解体について
    2. 今後の跡地利用の検討の場について

### **第33回：令和5年11月9日（木）**

- まほろば環境衛生組合の進捗状況について
  - ・ 前回報告したが、口頭のみでの説明であったため、今回は資料を示して同様に説明
  - ごみ中継施設建設工事・運営事業公募型プロポーザル方式について、1月13日にプレゼンを行い、事業者が決定し、2月24日のまほろば環境衛生組合議会定例会で上程し、議決を得て本契約をする旨の報告
- 前回、委員に対し、アンケート調査の実施の説明をしたが、もう少しわかりやすい資料で説明を求められたため、令和5年10月10日に臨時幹事会を開催し、資料

等について議論いただいた内容で同様に説明

1. 現施設の解体について
2. 今後の跡地利用の検討の場について

#### **第34回：令和6年1月30日（火）**

- 現施設の解体についてのアンケート結果
  - ・ アンケート結果で「現施設は解体せず、そのままの状態で当分の間リサイクル等ごみ中継施設として活用」が多数の意見であることの説明
- 今後の跡地利用検討の場についてのアンケート結果
  - ・ アンケート結果で「新たな組織を立ち上げて検討」が大多数であったことの説明
- 提言書（案）について
  - ・ 提言書（案）を委員に説明し協議を実施

#### **第35回：令和6年3月15日（金）**

- 提言書（案）について
  - ・ 委員から意見のあった部分について、反映した提言書（案）を説明し、最終協議を実施

## 広陵町ごみ処理町民会議委員名簿

## &lt;現委員&gt;

	氏名	規程上の区分	経緯	役職
1	堀内 信幸	大字古寺区長	旧城内区長	幹事
2	松井 栄治	大字中区長	旧白井区長	
3	白井 克昌	大字中区長	旧高月区長	
4	榎井 彰	大字広瀬区長	旧鈴木区長	
5	藤本 清隆	大字百済北区長	旧川口区長	
6	川口 昇	大字百済北区長	旧松村区長	
7	寺西 由晴	大字百済南区長	旧野瀬区長	
8	齋藤 紀彦	公募による住民代表	任期期間中(R7.3.31まで)	幹事
9	森本 誠也	公募による住民代表	任期期間中(R7.3.31まで)	
10	上村 平則	公募による住民代表	任期期間中(R7.3.31まで)	
11	安川 泰武	公募による住民代表	任期期間中(R7.3.31まで)	
12	大藪 慎二	公募による住民代表	任期期間中(R7.3.31まで)	
13	石田 健吉	公募による住民代表	任期期間中(R7.3.31まで)	
14	奥田 雅康	公募による住民代表	任期期間中(R7.3.31まで)	
15	高月光太郎	公募による住民代表	任期期間中(R7.3.31まで)	
16	青木 義勝	町議会議員		副会長(幹事)
17	山村 美咲子	町議会議員		
18	坂口 友良	町議会議員		
19	八尾 春雄	町議会議員		幹事
20	岡橋 庄次	町議会議員		
21	鍵谷 司	学識経験者		会長(幹事)
22	松井 宏之	副町長		副町長(幹事)

## &lt;旧委員&gt;

	西井 亮治	旧古寺区長		
	畑守 章	旧古寺区長		
	村田 正廣	旧古寺区長		
	松山 勝	旧古寺区長		
	城内 武治郎	旧古寺区長		
	嶋田 正之	旧中区長		
	植田 洋	旧中区長		
	武若 治	旧広瀬区長		
	森岡 武博	旧広瀬区長		
	杉本 文男	旧広瀬区長		
	松川 正樹	旧広瀬区長		
	鈴木 良介	旧広瀬区長		
	元根 俊治	旧百済北区長		
	藤村 善一	旧百済北区長		
	山本 和男	旧百済北区長		
	藤村 武一	旧百済北区長		
	松村 太志	旧百済北区長		
	岩本 恵由	旧百済南区長		
	中山 保男	旧百済南区長		
	中山 義昭	旧百済南区長		
	松井 常雄	旧百済南区長		
	野瀬 正伸	旧百済南区長		
	中尾 隆秀	公募による住民代表		
	山崎 勇	公募による住民代表		
	秋山 泰造	公募による住民代表		
	坂野 佳宏	町議会議員		
	中川 要之助	学識経験者		
	小西 啓之	学識経験者		
	中尾 寛	元副町長		

## 【資料 3】

### 広陵町ごみ処理町民会議設置規程

#### (設置)

第1条 この規程は、「広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書」(以下「協定書」という。)第9条第2項に定める施設の操業期限以後のごみ処理が停滞することのないよう、「広陵町ごみ処理基本計画」(以下「基本計画」という。)に次期候補地を明示すること、及び中継施設の建設候補地の選定並びに現施設の跡地利用の検討を行うことを目的として、広陵町ごみ処理町民会議(以下「町民会議」という。)を設置する。

#### (組織)

第2条 町民会議の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 大字古寺区長
- (2) 大字中区長
- (3) 大字広瀬区長
- (4) 大字百済北区長
- (5) 大字百済南区長
- (6) 公募による住民代表 10人以内
- (7) 委員より推薦され幹事会で認められた者 5人以内
- (8) 町議会議員 5人以内
- (9) 学識経験者 3人以内
- (10) 副町長

#### (所掌事務)

第3条 町民会議は、協定書に基づき、次期一般廃棄物処理施設等の検討、建設計画に係る次期候補地等について協議し、基本計画に次期候補地を明示すること、及び中継施設の建設候補地の選定並びに現施設の跡地利用の協議の場とするものとする。

2 町民会議は、前項に定める検討の結果、必要があると認めたときは、町長に対し必要な措置を講ずるよう提言する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、第2条第1号から

第5号までの委員にあつては、大字区長でなくなつても、任期までは委員として町民会議に出席するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 町民会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。ただし、再任を妨げない。
- 3 会長は、会務を総理し、町民会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会の設置)

第6条 町民会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の会長、副会長、地元周辺区長の代表1人、町議会議員の代表1人、公募委員の代表1人、副町長で構成する。
- 3 幹事会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 幹事会の会議は、幹事会委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 幹事会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会の審議事項)

第7条 幹事会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 町民会議における審議する事項
- (2) 町民会議において委任された事項
- (3) その他、会長が必要とする事項

(会議)

第8条 町民会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 町民会議は、定例会を年2回の開催を基本とし、必要に応じ臨時会を開催する。
- 3 町民会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 町民会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 町民会議の傍聴に関する手続き及び傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(関係者の出席等)

第9条 町民会議又は幹事会は、必要と認めるときは、公共施設等総合管理計画担当課職員、その他の関係者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 町民会議の庶務は、環境政策課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、町民会議の運営に関し必要な事項は、会長が町民会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成25年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

【資料4】



広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書



# 協 定 書

大字古寺区（代表者古寺区長 武村芳弥。以下「甲」という。）と広陵町（代表者広陵町長平岡仁 。以下「乙」という。）は、新清掃施設（以下「施設」という。）の設置及び操業にあたり、甲及び乙との間において下記のとおり協定する。

## 記

### （設置場所）

第1条 乙が設置する施設の位置は、広陵町大字古寺58番地から116番地まで及び640番地の土地とする。

### （施設の構成）

第2条 乙が設置する施設は、ごみ固形燃料炭化施設及びごみリサイクル施設並びに車庫等の付属施設をもって構成する。

### （操業期間）

第3条 乙が設置する施設の操業期間は、施設の操業開始の日から15年間限りとする。

2 前項の操業開始の日とは、施設建設を完了し乙に引き渡しがあった日とする。

3 乙は、操業期間終了後2年以内に施設を撤去するものとする。

### （環境整備）

第4条 乙は、別記1に掲げる甲の地域の環境整備事業等を誠意を持って履行するものとする。

### （安全の確保）

第5条 甲及び乙は、共同して施設の安全な操業を確保することを目的として、別記2に掲げる公害監視委員会（以下「委員会」という。）をこの協定締結の日から3ヶ月以内に設置し、施設操業開始の日までに委員会で協議して定める公害防止協定を締結する。

2 乙は、安全操業のための体制、施設維持管理及び緊急時の対応等について操業開始の日までにこれを定め公表するものとする。

(処理対象区域)

第6条 施設において処理するごみは、この協定締結の日現在における広陵町の区域のものに限る。ただし、近隣市町村と締結している相互応援協定にもとづく場合及び災害等緊急にごみ処理の協力の要請があったときは、甲乙協議する。

2 この協定締結の日以後に市町村合併等の区域の変更が生じた場合においても、前項に定める区域以外のごみは処理しないものとする。

(操業期間終了後の跡地利用)

第7条 操業期間経過後の跡地は、公園緑地、教育文化施設、体育施設または福祉施設に活用するものとし、施設操業開始後7年で協議を開始し、10年を経過する日までに決定するものとする。

(市町村合併があった場合の対応)

第8条 乙は、この協定締結後において市町村合併の協議を行うときは、この協定に定める事項の履行を確保することを合併協議書に明示するものとする。

(ごみ処理基本計画)

第9条 乙は、「広陵町ごみ処理基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、町民に対しごみ減量及び資源化の推進を常時啓発するものとする。

2 施設の操業期限以後のごみ処理が停滞することのないよう、乙は、施設の操業開始の日から5年を経過した時点において別記3に定める「広陵町ごみ処理町民会議」を設置し、5年以内に基本計画に次期候補地を明示するものとする。

3 前項の場合において、次期候補地を定めるときは、甲の区域に影響を及ぼす地域を除外するものとする。

(議会の議決)

第10条 この協定は、地方自治法第96条の規定に基づき広陵町議会の議決のあった日から効力を生ずるものとする。

2 乙は、前項の議決を求めるにあたっては、この協定を遵守する意思を明示するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項で疑義が生じた場合及び変更すべき事項が生じたときは、甲乙協議する。

別記1 古寺区環境整備事業

事業名	事業箇所及び事業概要
環境整備事業	基本合意書締結時に協議済みの事業 環境整備5ヶ年実施計画事業（平成17年度～21年度）
環境整備費補助	甲の区域の環境整備に充てるための資金として 総額1億5千万円を交付する。 (内2分の1は協定発効後1ヶ月以内に交付し、残額は、操業開始の日以後操業期間である15年間毎年均等分割により各年度末に交付する。)

別記2 公害監視委員会の組織

選出母体	人 員
協定締結大字	古寺区長、中区長、広瀬区長、百済北区長、百済南区長及び古寺区、中区、広瀬区及び百済区各5名以内（区長が推薦する者）
学識経験者	1名（必要に応じて増員する。）
行政	助役・担当部課長
計	29名

会議の運営等必要な事項は、町長が規則で定める。

別記3 広陵町ごみ処理町民会議の組織

選出母体	人 員
町民	古寺区長 中区長 広瀬区長 百済北区長 百済南区長 公募10名
学識経験者	3名
議会議員	5名
行政	助役
計	24名

会議の運営等必要な事項は、町長が規則で定める。

## 【資料 5 - 1】

### 広陵町新清掃施設操業停止後における 中継施設活用等に関する協定書

(平成17年5月2日締結の「広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書」の見直し)

## 広陵町新清掃施設操業停止後における中継施設活用等に関する協定書

大字古寺区（代表者区長 城内 武治郎 以下「甲」という。）と広陵町（代表者広陵町長 山村 吉由 以下「乙」という。）は、広陵町新清掃施設（以下「現施設」という。）の操業停止後において現施設の一部を中継施設として活用することに関し、下記のとおり協定を締結する。

### 記

#### （現施設の操業の終了の確認）

第1条 平成17年5月2日に甲及び乙が締結した「広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書」（以下「平成17年協定」という。）第3条第1項の規定に則り、操業は令和4年3月18日をもって終了し、同日後においてごみの処理は行わないものとする。

#### （中継施設としての活用）

第2条 平成17年協定に基づき設置された現施設の一部を、まほろば環境衛生組合が乙及び安堵町の不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみ（容器包装プラスチックごみを除く。）につき、また乙が乙の一般家庭の持ち込みごみにつき、それぞれ積み替えるために活用するものとする。

2 活用する施設は、リサイクル施設、車庫、通路及び駐車場を基本とし、別図に示す赤枠以外の施設及び場所とする。

3 活用の期間は、山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「広域組合」という。）における処理施設操業の終了までとする。

#### （広域組合処理施設稼働までの間のごみの取扱い）

第3条 乙は、広域組合による処理施設（以下「広域化施設」という。）の操業が開始されるまでの間、乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用するものとする。

#### （安全の確保）

第4条 乙は、施設の運営に当たり管理を徹底し、安全の確保に努めるものとする。

2 平成17年協定第5条により設置した公害監視委員会は、ごみ対策委員会と名称を変更の上、継続するものとする。

(環境整備)

- 第5条 平成17年協定第4条で定まった環境整備事業のうち未了の事業については、誠意をもって履行するものとする。
- 2 前項の環境整備未了事業につき、甲において別の事業への変更を希望する場合は、甲乙協議し、合意を形成して整備を実施するものとする。
- 3 第3条の規定により、広域化施設の操業が開始されるまでの間は乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用することから、引き続き地元及び周辺大字に令和3年度と同額の環境整備費を支払うものとする。広域化施設の稼働後については、引き続き地元及び周辺大字と協議するものとする。

(施設の整理と跡地利用)

- 第6条 平成17年協定第7条に定める跡地利用については、平成17年協定第9条第2項に定める「広陵町ごみ処理町民会議」において引き続き協議の上、町長に対し提言するものとする。
- 2 乙は、前項の提言を受理した場合、直ちに検討に着手し、提言受理から3年を経過する日までに跡地利用を決定するものとする。
- 3 跡地利用については、クリーンセンター及びクリーンセンター南側町有地を含めて協議するものとし、不要となる施設については、跡地利用が決定された後、速やかに乙において責任をもって撤去するものとする。

(市町村合併があった場合の対応)

- 第7条 乙は、本協定締結後において市町村合併の協議を行うときは、この協定に定める事項の履行を確保することを合併協議書に明示するものとする。

(ごみ処理基本計画)

- 第8条 乙は、「広陵町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民に対しごみ減量及び資源化の推進を常時啓発するものとする。

(協定の見直し)

- 第9条 甲及び乙は、この協定締結の日から10年ごとに本協定内容の見直しの要否について検討するものとする。なお、広域化施設稼働後3年以内に、広域化施設及び中継施設の運営等について検証するものとする。

(協議)

- 第10条 この協定に定める事項で疑義が生じた場合及び変更すべき事項が生じた場合

は、甲乙協議するものとする。

(議会の議決)

第11条 この協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の規定に基づき広陵町議会の議決のあった日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月26日

甲 奈良県北葛城郡広陵町大字古寺1770番地  
古寺区  
同代表者 古寺区長

城内 武志郎 

乙 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1  
広陵町  
広陵町長

山村 吉由 

立会人 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷  
広陵町議会議長

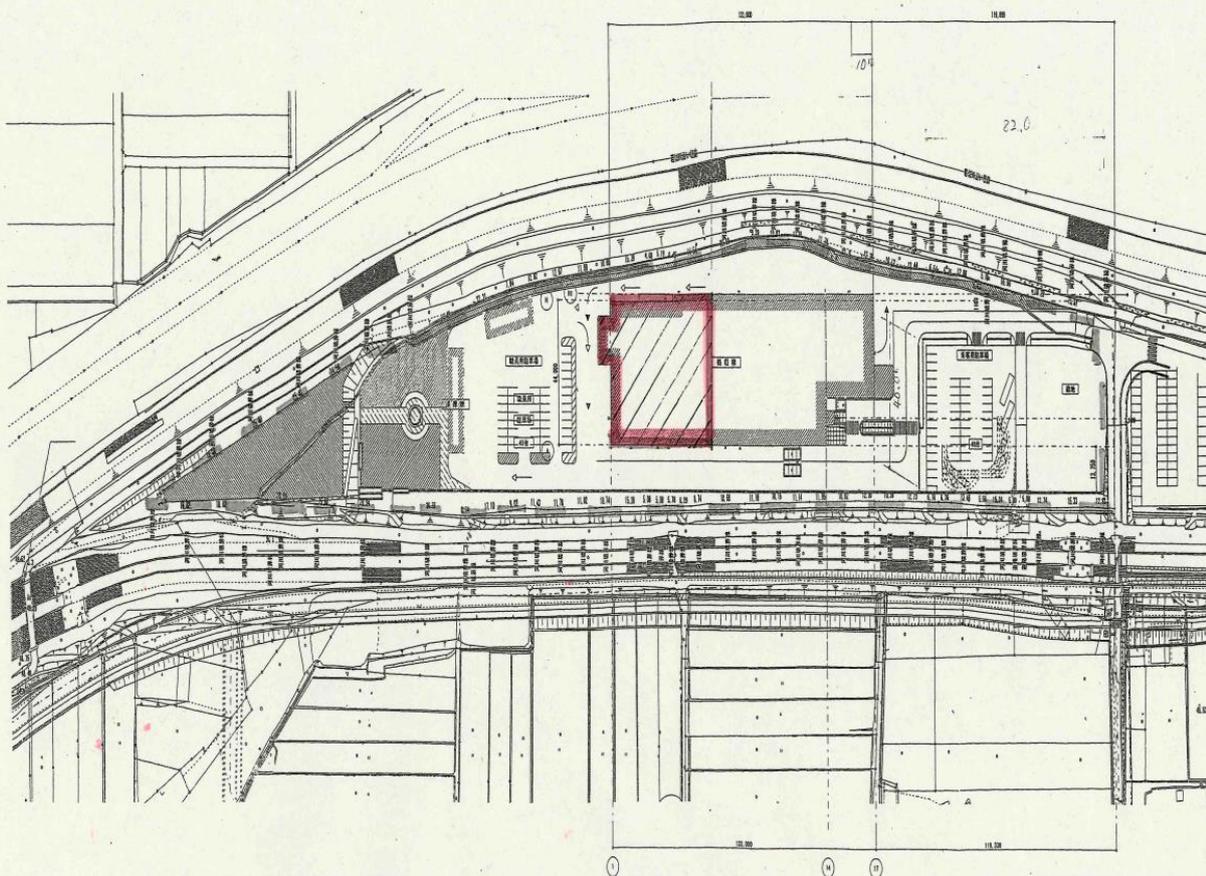
吉村 裕之 

# クリーンセンター広陵 中継施設活用施設等

(リサイクル施設・車庫・通路・駐車場等)

※下図、**赤枠のRDF炭化炉棟**以外の部分

別図



①クリーンセンター敷地面積(破線部分) 約28,000㎡

②建物敷地面積 約5,620㎡

③面積(黒枠部分) 約2,330㎡

当該年度補助対象事業

当該年度補助対象外事業

新旧対照表（【資料5-1 新協定書】と【資料4 旧協定書】の変更点について）

【資料5-2】

新協定書	旧協定書
<p>広陵町新清掃施設<u>操業停止後における中継施設活用等</u>に関する協定書【資料5】</p> <p>大字 区（代表者区長 以下「甲」という。）と広陵町（代表者広陵町長 山村吉由 以下「乙」という。）は、広陵町新清掃施設（以下「現施設」という。）の<u>操業停止後において現施設の一部を中継施設として活用すること</u>に関し、下記のとおり協定を締結する。</p>	<p>広陵町新清掃施設<u>設置及び操業</u>に関する協定書【資料4】</p> <p>大字 区（代表者区長 以下「甲」という。）と広陵町（代表者広陵町長 山村吉由 以下「乙」という。）は、広陵町新清掃施設（以下「現施設」という。）の<u>設置及び操業にあたり</u>、甲及び乙の間において下記のとおり協定する。</p>
<p>旧協定では「新清掃施設の設置及び操業」について、新協定では「新清掃施設操業停止後の中継施設活用」について定めている。</p>	
<p style="text-align: center;">記</p> <p>（現施設の操業の終了の確認） 第1条 平成17年5月2日に甲及び乙が締結した「広陵町新清掃施設設置及び操業に関する協定書」（以下「平成17年協定」という。）第3条第1項の規定に則り、操業は令和4年3月18日をもって終了し、同日後においてごみの処理は行わないものとする。</p> <p>（中継施設としての活用） 第2条 平成17年協定に基づき設置された現施設の一部を、<u>まほろば環境衛生組合が乙及び安堵町の不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみ（容器包装プラスチックごみを除く。）につき、また乙が乙の一般家庭の持ち込みごみにつき、それぞれ積み替えるために活用するものとする。</u></p> <p>2 活用する施設は、リサイクル施設、車庫、通路及び駐車場を基本とし、別図に示す赤枠以外の施設及び場所とする。</p> <p>3 活用の期間は、山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「広域組合」という。）における処理施設操業の終了までとする。</p> <p>（広域組合処理施設稼働までのごみの取扱い） 第3条 <u>広域組合による処理施設（以下「広域化施設」という。）の操業が開始されるまでの間、乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>（設置場所） 第1条 乙が設置する施設の位置は、広陵町大字古寺58番地から116番地まで及び640番地の土地とする。</p> <p>（施設の構成） 第2条 乙が設置する施設は、<u>ごみ固形燃料化炭化施設及びごみリサイクル施設並びに車庫等の付属施設をもって構成する。</u></p> <p style="text-align: center;">旧協定では、施設はごみ処理を行う「ごみ固形燃料化炭化施設及びリサイクル施設等（クリーンセンター広陵）」としていることに対し、新協定では施設の一部を広域化施設の操業期間はまほろば環境衛生組合の不燃ごみ等の積み替え施設として活用すること及び広域化施設の操業が開始されるまでの間は町のすべてのごみの積み替え施設（リレーセンター広陵）として活用することとしている。</p> <p>（操業期間） 第3条 乙が設置する施設の操業期間は、施設の操業開始の日から15年間限りとする。</p> <p>2 前項の操業開始の日とは、施設建設を完了し乙に引き渡しがあった日とする。</p> <p>3 乙は、操業期間終了後2年以内に施設を撤去するものとする。</p> <p>（環境整備） 第4条 乙は、別記1に掲げる甲の地域の環境整備事業等を誠意を持って履行するものとする。</p>

(安全の確保)

第4条 乙は、施設の運営に当たり管理を徹底し、安全の確保に努めるものとする。

2 平成17年協定第5条により設置した公害監視委員会は、ごみ対策委員会と名称を変更の上、継続するものとする。

公害監視委員会からごみ対策委員会へ変更している。

(環境整備)

第5条 平成17年協定第4条で定まった環境整備事業のうち未了の事業については、誠意をもって履行するものとする。

2 前項の環境整備未了事業につき、甲において別の事業への変更を希望する場合は、甲乙協議し、合意を形成して整備を実施するものとする。

3 第3条の規定により、広域化施設の操業が開始されるまでの間は乙の全てのごみの積替えのために現施設を活用することから、引き続き地元及び周辺大字に令和3年度と同額の環境整備費を支払うものとする。広域化施設の稼働後については、引き続き地元及び周辺大字と協議するものとする。

(施設の整理と跡地利用)

第6条 平成17年協定第7条に定める跡地利用については、平成17年協定第9条第2項に定める「広陵町ごみ処理町民会議」において引き続き協議の上、町長に対し提言するものとする。

2 乙は、前項の提言を受理した場合、直ちに検討に着手し、提言受理から3年を経過する日までに跡地利用を決定するものとする。

旧協定では跡地は公園緑地等に活用するとして、施設の操業開始後10年を経過する日までに決定するとしていたが、新協定では跡地利用は広陵町ごみ処理町民会議で協議の上、町長に対し提言するとし、提言受理後から3年を経過する日までに決定するとしている。

3 跡地利用については、クリーンセンター及びクリーンセンター南側町有地を含めて協議するものとし、不要となる施設については、跡地利用が決定された後、速やかに乙において責任をもって撤去するものとする。

旧協定では操業期間終了後2年以内に施設を撤去するとしていたが、新協定では跡地利用が決定した後、速やかに不要となる施設を撤去するとしている。

(安全の確保)

第5条 甲及び乙は、共同して施設の安全な操業を確保することを目的として、別記2に掲げる公害監視委員会（以下「委員会」という。）をこの協定締結の日から3ヶ月以内に設置し、施設操業開始の日までに委員会で協議して定める公害防止協定を締結する。

2 乙は、安全操業のための体制、施設維持管理及び緊急時の対応等について操業開始の日までにこれを定め公表するものとする。

(処理対象区域)

第6条 施設において処理するごみは、この協定締結の日現在における広陵町の区域のものに限る。ただし、近隣市町村と締結している相互応援協定にもとづく場合及び災害等緊急にごみ処理の協力の要請があったときは、甲乙協議する。

2 この協定締結の日以後に市町村合併等の区域の変更が生じた場合においても、前項に定める区域以外のごみは処理しないものとする。

(操業期間終了後の跡地利用)

第7条 操業期間経過後の跡地は、公園緑地、教育文化施設、体育施設または福祉施設に活用するものとし、施設操業開始後7年で協議を開始し、10年を経過する日までに決定するものとする。

再掲：(操業期間)

第3条 省略

2 省略

3 乙は、操業期間終了後2年以内に施設を撤去するものとする。

<p>(市町村合併があった場合の対応)</p> <p>第7条 乙は、本協定締結後において市町村合併の協議を行うときは、この協定に定める事項の履行を確保することを合併協議書に明示するものとする。</p> <p>(ごみ処理基本計画)</p> <p>第8条 乙は、「広陵町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民に対しごみ減量及び資源化の推進を常時啓発するものとする。</p> <p><u>再掲：(施設の整理と跡地利用)</u></p> <p><u>第6条 平成17年協定第7条に定める跡地利用については、平成17年協定第9条第2項に定める「広陵町ごみ処理町民会議」において引き続き協議の上、町長に対し提言するものとする。</u></p>	<p>(市町村合併があった場合の対応)</p> <p>第8条 乙は、この協定締結後において市町村合併の協議を行うときは、この協定に定める事項の履行を確保することを合併協議書に明示するものとする。</p> <p>(ごみ処理基本計画)</p> <p>第9条 乙は、「広陵町ごみ処理基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、町民に対しごみ減量及び資源化の推進を常時啓発するものとする。</p> <p>2 施設の操業期限以後のごみ処理が停滞することのないよう、乙は、施設の操業開始の日から5年を経過した時点において別記3に定める「<u>広陵町ごみ処理町民会議</u>」を設置し、5年以内に基本計画に次期候補地を明示するものとする。</p>
<p>旧協定では広陵町ごみ処理町民会議を設置し、5年以内に広陵町ごみ処理基本計画に次期候補地を明示するとしていたが、新協定では広域組合への参加が決定したため、広陵町ごみ処理町民会議は跡地利用を引き続き協議の上、町長に対し提言するとしている。</p>	
<p>(協定の見直し)</p> <p>第9条 この協定締結の日から10年ごとに本協定内容の見直しの要否について検討するものとする。</p> <p>(協議)</p> <p>第10条 この協定に定める事項で疑義が生じた場合及び変更すべき事項が生じた場合は、甲乙協議するものとする。</p> <p>(議会の議決)</p> <p>第11条 この協定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条の規定に基づき広陵町議会の議決のあった日から効力を生ずるものとする。</p>	<p>3 前項の場合において、次期候補地を定めるときは、甲の区域に影響を及ぼす地域を除外するものとする。</p> <p>(議会の議決)</p> <p>第10条 この協定は、地方自治法第96条の規定に基づき広陵町議会の議決のあった日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 乙は、前項の議決を求めるにあたっては、この協定を遵守する意思を明示するものとする。</p> <p>(協議)</p> <p>第11条 この協定に定める事項で疑義が生じた場合及び変更すべき事項が生じたときは、甲乙協議する。</p>

## 【資料 6】

### 第 3 0 回広陵町ごみ処理町民会議 意見書

氏名 ( )

跡地利用について、該当するものにチェックをして、質問・意見等がございましたら、下記にご記入をお願いいたします。

- |                                 |                                   |                                 |
|---------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|
| 1 公園緑地 <input type="checkbox"/> | 2 教育文化施設 <input type="checkbox"/> | 3 体育施設 <input type="checkbox"/> |
| 4 福祉施設 <input type="checkbox"/> | 5 その他 <input type="checkbox"/>    | 6 意見なし <input type="checkbox"/> |

※令和 4 年 7 月 2 9 日 (金) までに返信用封筒にて、ご返送をお願いいたします。

## 跡地利用についての委員意見一覧

No.	跡地利用について、該当する施設	意見
1	1. 公園緑地 2. 教育文化施設 3. 体育施設 4. 福祉施設 ⑤. その他 6. 意見なし	個人的には、将来町の財政に負担を与えるような箱物整備は望みません。 まず、町が将来計画等で必要とされる施設整備があれば、検討されれば良いのではないのでしょうか。
2	①. 公園緑地 2. 教育文化施設 3. 体育施設 4. 福祉施設 5. その他 6. 意見なし	
3	1. 公園緑地 ②. 教育文化施設 3. 体育施設 4. 福祉施設 ⑤. その他 6. 意見なし	町内で活動されている団体、クラブのみなさんが活動報告やイベントがやれる施設はどうですか。 ドックランの施設を作る。犬を通してコミュニケーションを図る場にする。
4	①. 公園緑地 2. 教育文化施設 3. 体育施設 4. 福祉施設 5. その他 6. 意見なし	基本的には、公園緑地で良いと思います。 ①洪水対策として、葛城川の調整池機能を持たすことはどうか ②災害対策として北側に造る、リサイクルセンターに避難施設の機能を ③ヘリポートの設置（ドクターヘリの発着場）を 広陵町は奈良盆地のやや中心に位置しており、各方面に飛び立つことができると思う。
5	①. 公園緑地 2. 教育文化施設 3. 体育施設 4. 福祉施設 ⑤. その他 6. 意見なし	防災ヘリ、ドクターヘリ、ヘリポート 防災拠点として整備
6	①. 公園緑地 ②. 教育文化施設 ③. 体育施設 ④. 福祉施設 5. その他 6. 意見なし	多目的に利用したい。
7	①. 公園緑地 2. 教育文化施設 3. 体育施設 4. 福祉施設 5. その他 6. 意見なし	

8	1. 公園緑地 ②. 教育文化施設 3. 体育施設 4. 福祉施設 5. その他 6. 意見なし	<p>現在検討されている場所は、ハザードマップ上では水没地域であり災害時には使用できない恐れが考えられるが水没しても問題が無いような施設建設がしてあれば問題がない。</p> <p>1. 公園緑地 一番安価で素早く設置可能であり災害に対しても遊水地として活用可能であり大和川下流地域の洪水防御の手助けとなるが日常的な緑地管理が必要。</p> <p>2. 教育文化施設 現在の中央公民館では違法建築のため改修工事が進まず、高齢者や障害を持った人々には障害が多すぎて人に優しい施設とは言えず、人に優しい施設に建て替えを要望されている。 防災を兼ねた複合的な施設を検討してはと思う。</p> <p>3. 体育施設 近くに中央体育館・東体育館・健民グラウンドがあり同様な施設がありあまりお勧めでないように思う。</p> <p>4. 福祉施設 近くに、さわやかホール、グリーンパレス、箸尾元気村があり、お勧めの施設でないように思う。</p> <p>以上より、複合的な多機能施設の建設が望まれる。特に東南海地震の発生が近いといわれる今日、防災基地の機能を持った複合的な多機能施設にされてはと思う。</p>
---	---	---

9	<p>①. 公園緑地 2. 教育文化施設 3. 体育施設 4. 福祉施設 5. その他 6. 意見なし</p>	<p>施設整理後、跡地は町有地を含めて公園緑地として基本的に整地するものである。  まず、更地にすることで、今後、社会のいかなる状況にも、耐用可能となる。  この様な場所で、町有地としてこの広い面積が他になく、今後、慎重に計画策定しなければならない。  跡地に、教育文化（公民館・集会所）、体育（体育館等）、福祉（高齢者憩い家）施設などとの意見もあるが、現在、施設での利用状況を鑑みて、はたしてこの場所での新たな施設建設が町民全体の意見を反映している様には思われない。むしろ、現存の施設の更新時期には、現施設を生かして建て替え又はリニューアルすることで施設利用者の理解を得られるものとする。  また、この場所では施設建設計画は建設位置、この地域での土地利用規制、その他の制限により、当初計画とは縮小された建物となることも予想され、また、町民の利便性も現状より低くなるように考えられる。  次に、今後この場所での公園緑地としてどのように利用活用するかが提案されるものである。  （提案1）自転車道の中継基地  基本的には、大部分は公園緑地として、一部、葛城川自転車道の中継施設としての施設、トイレ、屋根付き休憩所（東屋風）、給水施設、駐車場。  平成27年11月20日の職員提案書（NO13）にもある。  （提案2）BBQ会場  週末、町民がBBQ会場として利用でき、特に若い世代の家族に楽しめる場所として提供でき、夜には、花火使用可能とする。  付帯施設として、トイレ、BBQ炉（U字溝使用）、給水施設、駐車場。  （提案3）災害緊急時の避難場所  災害救急時の避難場所として追加会場とする。  付帯施設として、トイレ、給水施設、シャワー施設、駐車場。</p>
---	---	--

10	<p>1. 公園緑地 2. 教育文化施設 3. 体育施設 4. 福祉施設 ⑤. その他 6. 意見なし</p>	<p>防災施設の設置について  先般、広陵町議員の有志で、兵庫県広域防災センターの施設見学にいきましたが、阪神大震災の教訓より大規模で行き届いた備えをされています。また、阪神間、丹波、但馬、西播磨、淡路に防災拠点を設置され、防災センターをネットワークの中核として、広域の防災拠点と県下市町の防災拠点やコミュニティ拠点が連携し、迅速かつ効果的な応急対策が実施されています。広陵町は奈良市と五條市の対角線上の中心の位置にあり、今後の南海地震の予知を考慮すると本町に広域拠点を設置するよう奈良県に要請していただきたい。</p>
11	<p>1. 公園緑地 ②. 教育文化施設 ③. 体育施設 4. 福祉施設 5. その他 6. 意見なし</p>	<p>広陵町の住民の皆様にとって有意義な施設にするべき。町にとって健康づくり、子育て等人づくりができる施設を望みます。  公共施設全体を考えていくべき（交通公園、健民グラウンド等）防災機能を持たせる。</p>
12	<p>1. 公園緑地 ②. 教育文化施設 3. 体育施設 4. 福祉施設 5. その他 6. 意見なし</p>	<p>現公民館は、耐震上問題があるので、建て替えが必要である。敷地の広さ駐車場の広さなど考えると、清掃センター跡地が最適である。</p>
13	<p>①. 公園緑地 2. 教育文化施設 3. 体育施設 4. 福祉施設 5. その他 6. 意見なし</p>	<p>1. 慎重に議論すべき事柄であると思います。  2. 6月議会で中央公民館の建て替えについて見通しを質問しても、町長は「年度内に教育振興部長から方針提起を受けることにしている」と答弁している。先ず基本的な建物をどうするのかを決めないで、跡地利用の検討には入れない。  3. ハザードマップで見る限り、この土地は遊水機能を持たせた方が良い土地であるように思う。</p>

# 現施設の解体について

【資料7】

	解体部分	メリット	デメリット	希望に○印
1	<p>全ての施設（RDF炭化施設・リサイクル施設）を解体</p>	<p>広く跡地利用ができる。</p>	<p>新たにリサイクルゴミ等中継施設を建設する必要があるため、多額な建設費の負担が生じる。また、中継施設の建設に伴う国庫負担金が見込めない。 (プラスチック循環法に基づく施設の建設であれば補助対象となる)</p>	
2	<p>RDF炭化施設のみ解体し、リサイクル施設は現状のままリサイクルゴミ等中継施設として活用</p>	<p>解体後跡地利用できる。解体費用についても、全額でなく約半額の負担で解体できる。</p>	<p>施設全体で建築許可を受けているので、一部を解体できるかどうかの問題となる。一部解体ができたとしても、再度構造計算が必要となり、一部解体については、かなりハードルが高い。また、プラットホーム内の屋根を支持するための壁等の設置が必要となり、余計な経費負担が生じることになる。</p>	
3	<p>現施設は解体せず、そのままの状態で当分の間リサイクルゴミ等中継施設として活用</p>	<p>解体を伴わないため、特別な費用は不要となり、事務所・会議室・浴室・食堂等の施設もそのまま利用できる。</p>	<p>跡地利用の関係上、将来的に解体することになるが、その際に多額な解体費用が発生する。</p>	
4	<p>RDF炭化施設内の機械類全てを撤去し、空洞となった部分を有効利用し、リサイクル施設はリサイクルゴミ等中継施設として活用</p>	<p>空洞となる部分については、防災倉庫や屋内スポーツ等に活用。</p>	<p>機械類のみの撤去であるため、施設を解体するよりは、一旦余分な費用がかかることや今までRDF炭化施設として使用していたため、汚れ、臭気等の問題がある。</p>	

自由意見：

※ 11月24日（金）までに投函願います。

委員名：

## 現施設の解体についてのアンケート結果

選択肢	回答者数
①全ての施設（RDF炭化施設・リサイクル施設）を解体	2
②RDF炭化施設のみ解体し、リサイクル施設は現状のままリサイクルごみ等中継施設として活用	0
③現施設は解体せず、そのままの状態で当分の間リサイクルごみ等中継施設として活用	11
④RDF炭化施設内の機械類全てを撤去し、空洞となった部分を有効利用し、リサイクル施設はリサイクルごみ等中継施設として活用	3
未選択であるが、意見あり	1
計	17

### 自由意見

選択肢	意見
①全ての施設（RDF炭化施設・リサイクル施設）を解体	跡地利用を考えるなら、なるべく早い時期に全ての施設を解体するのが望ましい。
	利用方法が決まらないなら、全施設解体が望ましい。施設を一部残すと利用方法が限られる可能性がある。
③現施設は解体せず、そのままの状態で当分の間リサイクルごみ等中継施設として活用	協定書が優先ではあるが、跡地利用が決まらない内は、施設を残すべきである。安易な解体は廃棄物の大量発生を招くため、望ましくない。
	跡地利用も解体も当分現状のままで良い。
	建物自体はまだ使用できるので防災倉庫などへの有効活用が望ましい。
④RDF炭化施設内の機械類全てを撤去し、空洞となった部分を有効利用し、リサイクル施設はリサイクルごみ等中継施設として活用	跡地利用時に現施設を改築・改装し利用するのが望ましい。
	汚れ、臭気等の問題があるが、防災倉庫や屋内スポーツ等に工夫次第で使用することができる。
未選択であるが、意見あり	跡地利用の内容が決まってから現施設の解体について検討するのが望ましい。

# 今後の跡地利用の検討の場について

【資料8】

	町民会議の継続または新たな組織の立ち上げ等	今後のあり方及び問題点等	希望に○印
1	新たな組織を立ち上げて検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理町民会議から町長へ提言書の提出をもって、現組織は解散し、新組織を立ち上げて検討。</li> <li>・今まで延べ31回の会議を開催し議論していただいたので、継続するよりも、町民会議を解散し、地元及び周辺大字の住民、各種団体の長により新たな組織を立ち上げることで実行的な跡地利用としての議論ができるのではないか。</li> </ul>	
2	ごみ処理町民会議を残しつつ、新たな組織も立ち上げて検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現町民会議を継続したまま、新組織も立ち上げて検討する。</li> <li>・会議の回数が増え、異なった会議で検討することにより、整合性がとれない可能性が懸念される。</li> </ul>	
3	現状のごみ処理町民会議を継続して検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民会議を発足し設置した当初から協議する内容は大幅に変わってきているが、現状の町民会議でこのまま継続し最後まで検討。</li> </ul>	

自由意見：

※ 11月24日（金）までに  
投函願います。

委員名： \_\_\_\_\_

## 今後の跡地利用の検討の場についてのアンケート結果

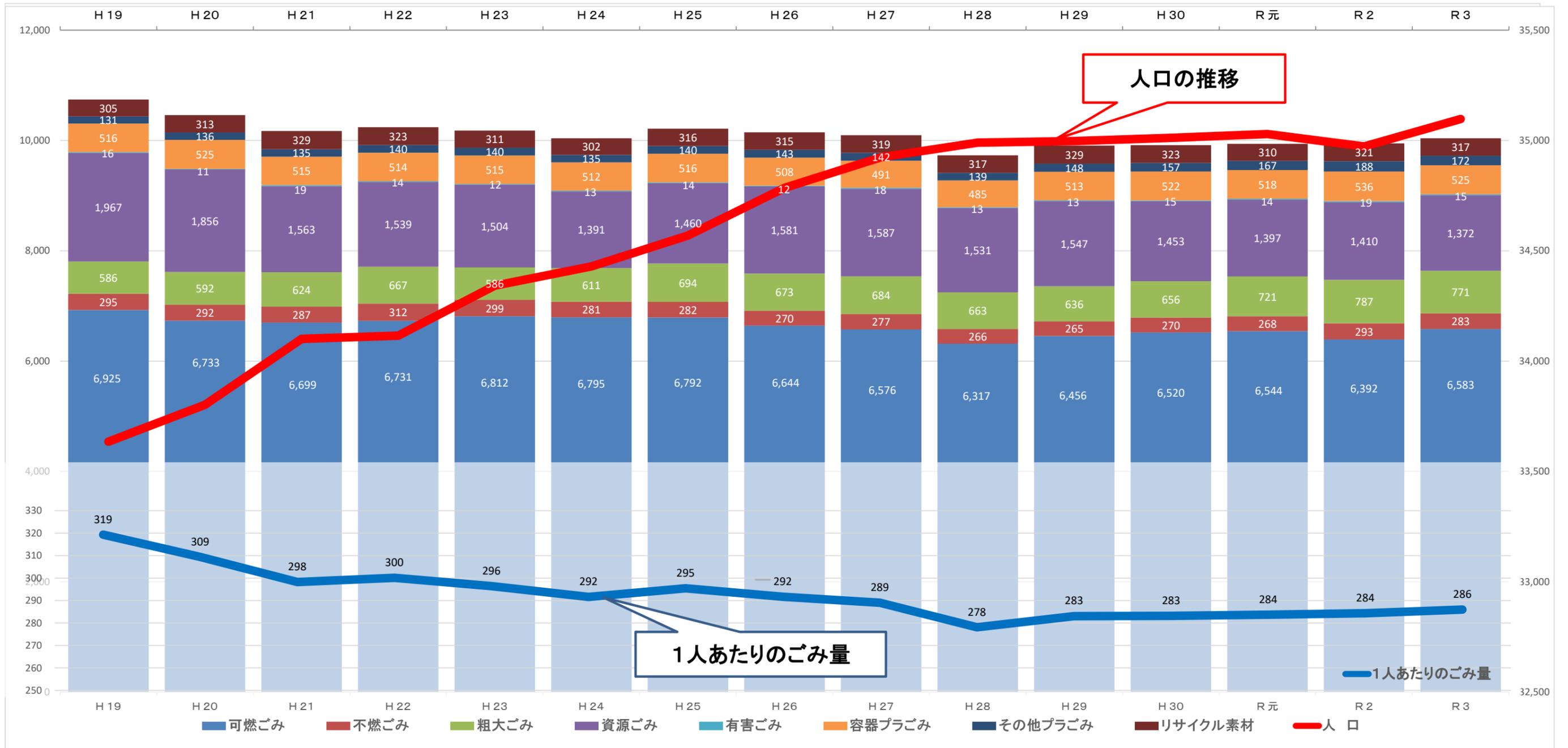
選択肢	回答者数
①新たな組織を立ち上げて検討	15
②ごみ処理町民会議を残しつつ、新たな組織も立ち上げて検討	1
③現状のごみ処理町民会議を継続して検討	1
計	17

### 自由意見

選択肢	意見
①新たな組織を立ち上げて検討	解体した跡地のことは周辺大字の住民、各種団体の長により、新たな考えで議論していくべき。
	新たに組織を立ち上げて、跡地利用の事案に関係した委員を含めて検討すべきである。
	協定書にしばられすぎることは良くないと思う。新たに多様な委員に参加してもらうべき。
	若い人たち（スポーツクラブ、文化クラブの責任者など）の参加が望ましい。
	跡地利用については、町の公共施設管理の担当課が入って検討する必要がある。町民にも広く意見を求めることが大事。
	跡地利用については、町全体計画を踏まえて新たな組織の中で検討すべき。
②ごみ処理町民会議を残しつつ、新たな組織も立ち上げて検討	若者及び女性の方にも提案を聞き、新組織を立ち上げ、検討すべき。
②ごみ処理町民会議を残しつつ、新たな組織も立ち上げて検討	現状の町民会議の区長さんによって新たに地元住民を限定公募し、今までの町民会議と合同した組織にしては。

# クリーンセンター広陵操業15年間のごみ搬入量及び人口の推移

【資料9-1】



## ○人口の推移

(単位：人)

	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3
人 口	33,635	33,802	34,101	34,115	34,342	34,429	34,569	34,785	34,924	34,990	34,997	35,012	35,029	34,973	35,097

## ○1人あたりのごみ量

(単位：Kg)

	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3
1人あたりの年間ごみ量	319	309	298	300	296	292	295	292	289	278	283	283	284	284	286

## 県内市町村との比較

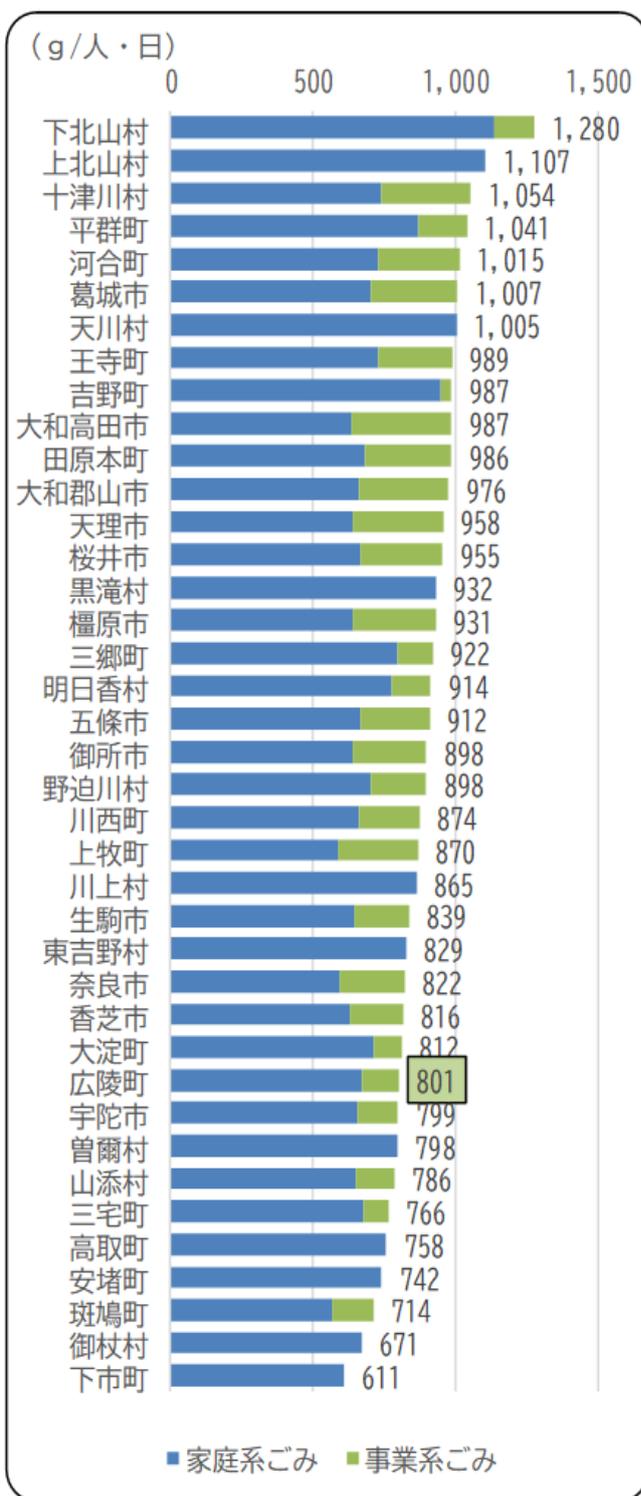
## 【資料9-2】

県内市町村の1人1日当たりの排出量を整理すると、以下のようになります。本町の1人1日当たり排出量は801g/人・日となっており、県内市町村の中では、少ない方に位置しています。

### 県内市町村の1人1日当たりの排出量

単位：g/人・日

	1人1日当たりの排出量		
	家庭系ごみ	事業系ごみ	合計
下北山村	1,135	145	1,280
上北山村	1,107	0	1,107
十津川村	738	316	1,054
平群町	872	168	1,041
河合町	728	288	1,015
葛城市	705	302	1,007
天川村	1,005	0	1,005
王寺町	730	259	989
吉野町	948	39	987
大和高田市	636	351	987
田原本町	685	301	986
大和郡山市	661	315	976
天理市	643	315	958
桜井市	665	290	955
黒滝村	932	0	932
橿原市	642	289	931
三郷町	796	126	922
明日香村	775	139	914
五條市	665	246	912
御所市	639	258	898
野迫川村	704	193	898
川西町	663	210	874
上牧町	588	281	870
川上村	865	0	865
生駒市	648	191	839
東吉野村	829	0	829
奈良市	595	227	822
香芝市	628	188	816
大淀町	714	98	812
広陵町	674	127	801
宇陀市	655	144	799
曾爾村	798	0	798
山添村	649	136	786
三宅町	677	89	766
高取町	758	0	758
安堵町	742	0	742
斑鳩町	566	148	714
御杖村	671	0	671
下市町	611	0	611



出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査（令和2年度）」

※「広陵町一般廃棄物処理基本計画（令和5年3月改定）」より抜粋